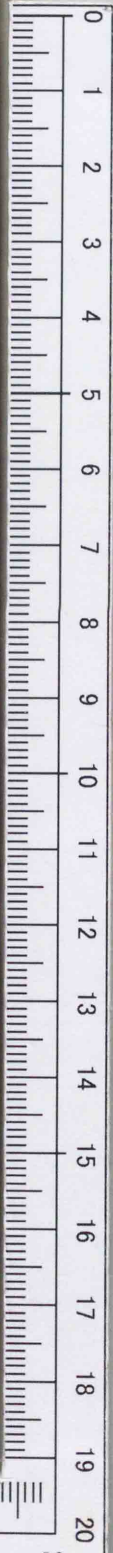


高等小學
國語讀本
六

38
810
明34



30479
教科書文庫

3
810
32-1901
20000
66137

Kodak Gray Scale

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

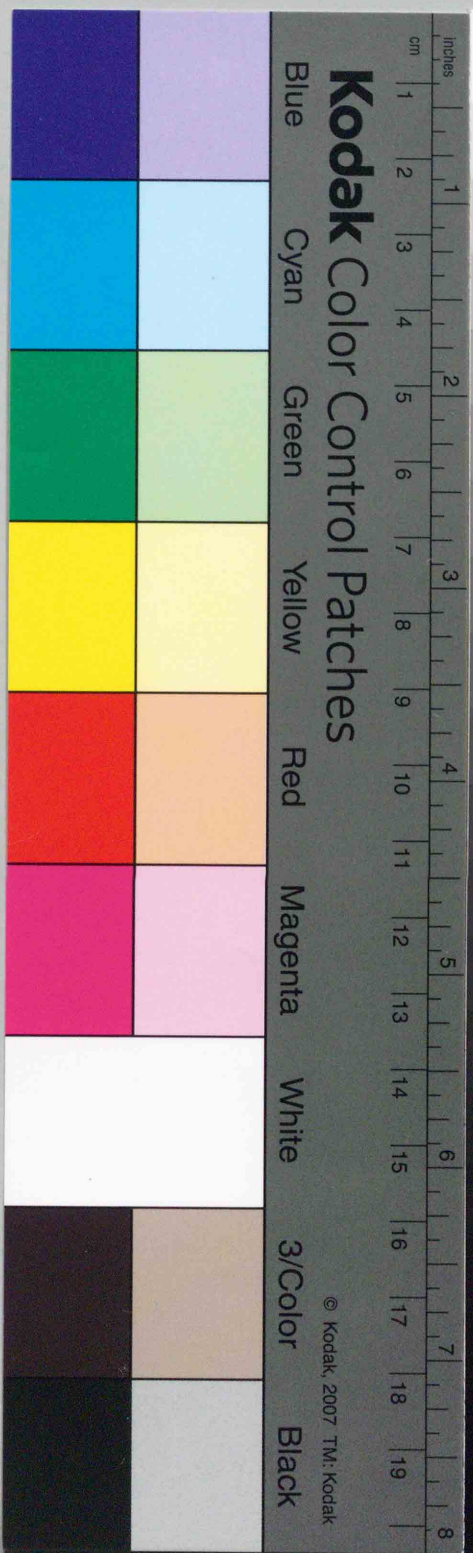


© Kodak, 2007 TM: Kodak

Kodak Color Control Patches

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

© Kodak, 2007 TM: Kodak



36
810
明34

明治三十四年九月三十日 文部省檢定濟

高等小學國語教科用童

伯爵 伯爵
副島 種臣
東久世 通禧
西澤之助
編閱

高等小學國語讀本

東京

國光社藏版



高等小學國語讀本六

目次

子弟の心得

第一課 子弟の心得

第二課 佐野了伯

第三課 正行ノ母

第四課 節義

第五課 道德と經濟

第六課 山林と洪水

義

五 十 十五 二十 二十二 二十五

第七課 移住民

二十七

第八課 丈夫の本色

三十二

第九課 本多忠勝

三十六

第十課 御朱印船

四十一

第十一課 太平洋

四十六

第十二課 蒸氣力

五十二

第十三課 海軍の任務

五十五

第十四課 千嶋

五十八

第十五課 林子平

六十一

第十六課 露西亞

六十七

第十七課 ~~冬の空~~

七十一

第十八課 地方自治

七十三

第十九課 義農作兵衛

七十七

第二十課 裁判

八十二

第二十一課 重宗訟ヲ聽ク

八十七

第二十二課 秀吉の平生

九十

第二十三課

新領土

九十五

第二十四課

北白川宮

百

第二十五課

ふじの山

百四

高等小學國語讀本六

伯爵

東久世通禧

閱

伯爵

副嶋種臣

閱

西澤之助

編

第一課 子弟の心得

朝には、早く起きて、事を勤むべし。朝寝して怠るべからず。朝寝すれば、萬のこと行はれがたし。又、よる、早く寝ねて、務を怠るも、善からぬ事をれど、いたく、夜をふかして、寝ぬべ

き時にいねざるも、父母をして心配せしむ
 べければ、子弟の道に背けり。
 衣服をば、正しく着けて、威儀をととのふべ
 し。放逸にすべからず。
 毎日、課業に出精し、常に、時間を、正しく守る
 こと肝要なり。
 教を受けたることは、全然會得するまでは、
 ふかく、心を留めて、決して、その儘にうちす
 て置くことあるべからず。

常に、徳高き人、才學ある人に近づきて、その
 物語を聞き、感じたることをば、物に書きつ
 け置きて、忘れぬ様にすべし。
 又、疑はしきことをば、知れる人に尋ね問ふ
 べし。知らざることを、知りたるふりして、う
 ちすごすは、最恥づべきことなり。
 ことに、幼者は、老人を敬ひあがめて、おろそ
 かならざることを、最大切なり。昔の事など物
 語せらるゝときには、氣を落ち付け、心をこ

めて、よく聞くべし。すべて、年老いたる人の話には、たゞごとの中にも、誨となること多きものなり。

蒲生氏郷、幼き時、佐々木氏よりの人質となりて、織田信長の許に仕へしに、或時、老人の、信長の前にて、軍物語するを、氏郷、耳を傾けてきゝ居たり。或人、之を見て、「此の童、凡人にあらず。後には、必、名士とならん」といひしに、果して、英雄の名をのこしけり。

又、人、若き時、己が先祖の事を知れる人あらば、問ひ尋ねて、しるし置くべし。もし、かくせずば、年長けて後、先祖の事を知らんと思ふとも、知れる人、既になかるべければ、問ひてきくべき様なくして、後悔に堪へざらん。子孫たる者、己がおや、先祖の事を知らざるは、おろそかなり。まして、父祖の善行武功などあるを知らず、知れども、記して顯さざるは、愚なり。大なる不孝といふべし。(童子訓による)

第二課 佐野了伯

豊臣秀吉の臣に、佐野了伯といふ勇將ありき。あるとき、琵琶法師をまねきて、平家をかたらせんとて、先、法師に向ひて、「我は、唯、哀なる事を聞きたし」といへば、法師、「心得候」とて、佐々木四郎高綱が宇治川の先陣の條を語りけるに、了伯、哀がりて、涙を、雨しづくとおとして泣きたり。

さて、「今一曲、前の如き、哀なる事を聞きたし」といへば、法師、此の度は、那須與一宗高が扇の的の條を語りけるに、曲をかばより了伯、また、落涙にたへざるさまなりき。

此の後、了伯、家臣どもに、「過ぎし日の平家をば、いかに聞きたるか」といひしに、家臣ども、「最面白くおぼえ候ひき。たゞし、我等に、一つ心得ぬ事の候。前後二回ともに、勇烈なる事にて、哀なることは、聊も候はざりしに、君には、感涙にむせばれて候。これは、何故にて候

か。今に、不審の事と、いづれも申し合ひ候といへり。

了伯、驚きたる様にて、今までは、各方を、頼もしく思ひしかど、今の一言にて、力を落したり。まづ、佐々木が先陣の事を、よくよく考へて見よ。頼朝の、舍弟蒲冠者カマノクワンシヤにも與へず、寵臣梶原にも與へざりし池月の名馬をたまはりし高綱が、もし、此の馬にて、宇治川の先陣せずして、人に、先をこされなば、必、討死して、

ふたゝび歸るまじ」と、頼朝に、いとまごひして立ち出でける志を察して見よ。哀ならぬ事かは、とて、聲うるませて、しばく、涙をぬぐひたり。

暫ありていひけるは、『那須與一も、大勢のなかより選ばれて、只一騎、陣頭に出で、より馬を、海中に乗り入れて、的に向ふに至る迄、敵味方、鳴をしづめて見物するに、もし射損ぜんには、永き、味方の恥辱たるべければ、馬

上にて腹かき切らんと覺悟したる、その心中を察して見よ。武士の道ほど、哀なるものはあらず。我、戰場に臨む毎に、高綱、宗高の如き心にて、鎗をとりたれば、かの平家を聞きし時も、兩人の心を思ひやりて、落涙に堪へざりしなり。然るに、各方の哀とも感ぜざりしにつきて思ふに、各方の武は、たゞ、一旦の勇氣にて、眞實より出づるにはあらずと見えたり。それにては頼もしからずといひしかば、家臣ども、辭なかりきとぞ。

第三課 正行ノ母

湊川ニテウタレシ楠判官ガ首ヲバ、六條河原ニ懸ケラレタリ。ソノ後、尊氏、楠ガ首ヲ召シテ、久シキ間相馴レシ舊好ノ程モ不便ナリ。アトノ妻子ドモ、今一度、空シキ貌カタチヲモ、サコソ見タク思フラメトテ、遺跡へ送りケルヲ、楠ガ後室、并ニ、子息正行、之ヲ見テ、判官、今度、兵庫へ立タレシ時、様々申シ置カレシコ

トドモ多カル上、今度ノ合戦ニ、必討死スベシトテ、正行ヲ留メ置カレシカバ、出デシヲ限ノ別ナリトハ、カネテヨリ思ヒ設ケシ事ナレドモ、貌ヲ見レバ、目塞リ、色變ジテ、カハリ果テタルニ、悲歎ノ涙セキアヘズ。

今年、十一歳ニナリケル正行、父ガ首ノ、生きタリシ時ニモ似又有様、母ガ歎ノ、セン方モナゲナル様ヲ見テ、流ル、涙ヲ、袖ニ押ヘテ、持佛堂ノ方ヘ行キケルヲ、母、怪シク思ヒテ、

妻戸ノ方ヨリ行キテ見レバ、父ガ、兵庫ヘ向ヒシ時、形見ニ留メシ菊水ノ刀ヲ、右ノ手ニ拔キ持チテ、自害セントゾシタリケル。

母、急ギ走り寄リテ、正行ガ小腕ニ取リツキテ、涙ヲ流シテイヒケルハ、センダン梅檀ハ、二葉ヨリ芳シト云ヘリ。汝、稚クトモ、父ガ子ナラバ、是程ノ理ニ迷フベシヤ。子心ニモ、ヨク、ノ様ヲ思ヒテ見ヨ。故判官ガ、兵庫ヘ向ハレシ時、汝ヲ、櫻井ノ宿ヨリ返シ留メラレシハ、

跡ヲ弔ハレン爲ニアラズ。腹ヲ切レトニモ
 アラズ。我、タトヒ、運命盡キテ、戰場ニ、命ヲ失
 フトモ、君、イツクニモオハシマスト承ラバ
 生き残りタラン一族、郎黨共ヲ扶持シ置キ、
 今一度、軍ヲ起シ、朝敵ヲ滅シテ、君ヲ、御代ニ
 モ立テ進ラセヨトナリ。其ノ遺言、ツブサニ
 聞キテ、我ニモ語りシ者ガ、イツノ程ニ忘レ
 タルゾヤ。カクテハ、父ガ名ヲ失ヒ果テ、君ノ
 御用ニカナヒ進ラセンコトアルベシトモ

覺エズト、泣ク〜諫メ止メテ、抜キタル刀
 ヲ奪ヒ取りケレバ、正行、腹ヲ切り得ズ、禮盤ライバン
 ノ上ヨリ泣キ倒レ、母ト共ニゾ歎キケル。
 其ノ後ハ、正行、父ノ遺言、母ノ教訓、心ニ染ミ、
 肝ニ銘ジテ、或時ハ、童ベドモヲウチ倒シ、頭
 ヲ取ル真似ヲシテ、是ハ、朝敵ノ首ヲ取ルナ
 リト云ヒ、或時ハ、竹馬ニ、鞭ヲ當テ、是ハ、尊氏
 ヲ追ヒ懸クルナド云ヒテ、ハカナキ手ズサ
 ミニ至ルマデモ、唯、此ノ事ヲノミ業トセル

心ノ中コソイタハシケレ。

(太平記による)

第四課 節義

節義とは、臣の君に仕へ、婦の夫につかふるに、一筋に、忠節義理を重んじて、二心なく、二君につかへず、兩夫に見えず、もし、不幸にして、我が身、艱難に苦むとも、忠貞の志をあらためざるをいふ。

萬事に、いみじく、才能ありとも、君に叛きて、難を遁れ、夫を棄て、人に従はば、其の餘は、見るに足らず。一たび、節義を失ひて、利ある方に就き、害ある方を遁れなば、一生の名を汚し、後の代迄も、永く、惡名を流すべし。

およそ、人、生前の血肉をのみ、我が身と思ふべからず。死後の善惡の名も、また、我が身の内なることを忘るべからず。生ける者、必、一たび死なずといふことなし。節義を失ひて、甲斐なき命を活きたとひ、百年の齡を保ち、富貴を極むとも、人の道を失ひて、世に生け

る甲斐なくば、何の樂かあらん。是、人の力め
行ふべき大節なり。

(貝原益軒の文による)

第五課 道德と經濟

凡、一家の産を治め、一郷の利を圖り、其の得失を究めて、國家富強の基を固くせんには、經濟の學を修むるより先なるはなし。たとひ、志、忠孝に存し、行、至善を期すとも、經濟の事に暗からんには、其の希望を全くするこ
と難かるべし。

かの二宮尊徳の如きは、經濟の良法を立て、幾多の人を救ひて、惠澤をのこし、宮崎安貞、佐藤信淵等、亦、書を著して、國を富し、産を殖す法を示せり。

經濟とは、もと、世を經め、民を濟ふといふ義にして、生を厚くし、用を利し、人をして、困窮せしめざる道を講ずるをいふなり。經濟學の要は、最少の勞費にて、最大の利益を得べき方法を講ずるにありといへど、經濟を以

て、單に、富を致す道なりとし、富を得んとし
て、義理人情をも顧みざるが如きことあり
ては、其の要旨に反けるなり。
畢竟、産を殖し、富を致す目的は、人の窮をも
救ひ、世の益をも圖りて、徳行を全うするに
あり。然るに、却りて、道德を棄つるは、誤れる
ことの甚しきものといふべきなり。

文法 動詞ハ、性質ニヨリテ、自動ト他動トニ區
別セラル。自動詞トハ、ミヅカラスル動作

ニテ、他ヲ處分スル意ナキ者ヲイフ。例ヘ
バ、目塞リ、流るゝ涙ノ、塞リ、流るゝノ如シ。

第六課 山林と洪水

山林は、風景に、美觀を添ふるのみならず、建
築、製造、土木等に用ゐる材料より、日夕必要
なる薪炭等を供給す。

又、山林は、空氣中の水蒸氣を冷却して、雲雨
を起さしむ。其の樹木は、深く、根を張りて、雨
水をして、地中に浸入し易からしめ、枝葉を、

地上に掩ひて、其の蒸散を防くが故に、地中に浸入したる水は、漸々に湧きいで、容易につくることをなし。

河の水源に、樹木少ければ、流涸れ易く、樹木多ければ、盛夏にも、水をつくることをなきは、この故なり。

もし、樹木を濫伐して、其の培養を怠らば、霖雨ある毎に、溪流、一時にみなぎりて、洪水を起すことあるべし。

洪水は、實に恐るべきなり。一旦、猛然として來らば、堤防を破り、家屋を流し、人畜の生命をも奪ふことあらん。

且、水害の後には、肥えたる土地も、土砂に埋れ、飢饉、病疫並び到りて、終には、一郷一郡をして、離散せしむるに至るべし。之を思へば、山林の保護は、常に怠るまじきことなり。

第七課 移住民

見渡スカギリ茫々タル草原ニ、老若男女相

携へ、馱馬ニ、農具ヲ負ハセテカリ行クハ、是
此ノ地方ヲ開拓セントテ移住シ來レルモ
ノナリ。
コノ人々ノ、祖先以來住ミナレシ地ヲ離レ
テ、見知ラヌ國ニ移リ來レルハ、オモフニ、洪
水、地震、或ハ、火山ノ破裂等、避クベカラザル
天災ニアヒテ、田畑、全ク荒廢シ、回復スベキ
望モナケレバ、新地ヲ開キテ、資産ヲ作ラン
トテナルベシ。

抑、移住開拓ノ必要
ハ、タゞ、ニ、天災ニア
ヒシ者ノミニ限ラ
ズ。人口、稠密ニ過グ
ル處ニ住ム者ハ、僅
ノ土地ヲ耕シ、或ハ、
他人ニ役セラレテ、
終歲營々タランヨ
リ、數人、若クハ、數十



人、資力ヲ合セテ、未墾ノ沃野ニ移リ、無窮ノ富源ヲ開キテ、第二ノ故郷ヲ作ランニハ如カザルナリ。

彼ノ濠洲、英領加奈太等ハ、其ノ初、未墾ノ地ナリシニ、一タビ發見セラレテヨリ、各國、競ヒテ、移住民ヲ送リシカバ、荆棘生ヒ茂リシ地モ、一望千里ノ田畝ト變ジ、鳥獸ノ巢窟タリシ處モ、家屋、軒ヲツラヌル市街トナリ、巨萬ノ富ヲ有テル大農モアリ、王侯ヲ凌グ豪

族モアリテ、繁盛ヲ極ムルニ至レリ。
今、コノ處ニ移住シ來レル人々モ、數年ノ後ニハ、開墾ノ業、疏水ノ功ヲテヘテ、之二播キ、之二培ヒ、牛羊、前後ニ戯レ、雞犬ノ聲、遠ク聞ユル處、身ヲ、田畝ノ間ニ置キテ、秋穫ノ多キヲ見ル樂ヲ得ルニ至ラン。
我が北海道、及、臺灣ニハ、未墾ノ土地ト、無限ノ物産トアリ。更ニ、海ヲ渡レバ、墨其西哥、秘露、智利、ボルネオ、呂宋、布哇等、豐饒ノ地、尠カ

ラズ。サレバ、北海道ニ渡リテ、無盡ノ金庫ヲ
領有シ、遠ク、海外ニ到リテ、開拓ニ從事セシ
モ、心ノ儘ニシテ、莫大ナル、他日ノ利益ハ、移
住ノ勞ニムクイ得テ、餘アルベシ。

只、勤勉力行シテ、牛馬ト、寢食ヲ共ニシ、風雨
寒暑ヲ厭ハザル覺悟ダニアラバ、到ル處ノ
江山ハ、皆是、吾ガ郷タラザルハナカラシ。

第八課 丈夫の本色

梅には、梅の、愛すべき色香あり。櫻には、櫻の、
愛すべき色香あり。桃李、海棠の類に至るま
で、各、其の本色のまゝを、よしとす。若、梅に、櫻
の花さき、櫻に、桃の花咲きたらんには、妖と
いふべし。

人も、かくの如し。武人は、武人、學者は、學者、醫
者は、醫者と、各、本分を守りて、外に遷るべか
らず。また、其の業を勤むるには、心力を盡し
て、齡六十にても、七十にても、怠るべからず。
半途にして、怠らば、前功を失ひて、未熟に復

らん。譬へば、流に、船を、泝らしむるに、手を放ち、櫓を、停むれば、忽、下流へ、回るが如し。

昔、一武夫ありき。年、七十をこえても、日々、弓を射けり。人、其の故を問へば、吾、屢、戰場に臨み、太刀、槍にては、功名せしかども、未、弓にててがらを立てしことなし。よりて、此の後の戦には、弓にて、功をあらはさんと、思ふなりといへりとぞ。武士は、つねに、武道の心掛あるべし。されば、花を觀るにも、馬に跨り、弓を

とりて遊びあるくぞ、眞の風流なる。然るに、遊藝を好みて、日月をむなしくせんには、たとひ、其の藝は、精巧に至れりとも、悔に、櫻の花さきたらんが如くにて、本色を失へるものといふべし。

昔、一大諸侯の世子、猿樂をよくし、某を招きて、その舞を觀せけり。然るに、某、一言も賞美せず。中頃に至り、其の老職に向ひて、若殿の手際も、はや見えたり。人に代らしむるこそ

よけれ。大國の世子、女子、幽靈などの真似を能くせりとして、何の益かあらん。武門に生れ給ひては、國家を治め、三軍を指揮する心得こそ肝要なれ」とて、悦ばざりきとぞ。其の言理ありと謂ふべし。

(安積良齋の文による)

第九課 本多忠勝

天正十二年、徳川家康、織田信雄ノゲカッを援けて、豊臣秀吉と、尾張に戦ひ、小牧山に陣取りて、敵の大軍を支へたり。然るに、敵の一隊は、間道

より、兵を進めて、
参河をつく用意
せるよし、早くも
聞えしかば、家康、
密に、長久手に向ひ、敵
を遮りて奮戦し、その
大將を打ち取りたり。
秀吉、聞きて、大に怒り、
直に、陣を抜きて、長久



手指して馳せ向へり。

秀吉の馬標を見るより、五百騎許の手勢を率ゐ、小牧を駈け出で、並び馳せ、一筋の小川を隔て、弓矢、鐵砲を打ちかけ、打ちかけ、一軍せんとする者あり。秀吉、少しも取り合はず、やがて、龍泉寺の前に至るに、其の者、川に乗り入れて、優然として、馬にみづかへり。秀吉、左右を顧みて、「あの、鹿角の冑を着たる大將を見、知れる者ありや」と問ふ。稻葉通朝

進み出で、「さればにて候。過ぎし姊川の戦に、あの武者の出立見知りて候。本多平八郎にて候」といひもあへぬに、秀吉は、涙をはらはらと流し、「五百に足らぬ士卒にて、我が八萬の大軍に駈け合せなば、千死に、一生もなかるべきを、我に、道をひまどらせて、己が主君に、勝利あらせんとの志、勇といひ、忠といひ、誠に、類なき本多かな。秀吉、運強くば、軍に勝たん。あたら者を討たすべからず」とて、弓、

鐵砲を制しきとぞ。

其の後、天正十八年、秀吉、北條をうら滅し、野
州、宇都宮の陣所にて、平八郎を呼ばれけり。
忠勝、下總にありけるが、何事ならんとて馳
せ參る。秀吉、諸大將並み居る中に、平八郎を
呼び出だし、「熊野より、佐藤四郎忠信が胃を
得させたる者あり。四郎が忠義は、後の世ま
でも聞えたり。此の胃は、忠信に劣らぬ人に
着せんと思ふに、誰かある」と問はれたれど
も、これに答ふる者もなし。

秀吉、「さらば物語らん。四郎に勝れるは、平八
なり。其の仔細は、しかぐなり」とて、過ぎし
長久手の物語を、眼に見る如く語り聞かせ、
胃を、忠勝に賜ひければ、忠勝、面目、身に餘り、
並み居る、多くの大將等、うらやまざるはな
かりけり。

(常山紀談參照)

第十課 御朱印船

寸楮拜呈陳ば私儀先頃或席にて異國渡海

の御朱印船と申す事聞及び我國の航海史
上面白き事柄と存じ候就ては御面倒の儀
甚恐入り候ととも御閑暇の節右の事實詳
細御示し下され度願上奉り候頓首

返事

御申越の趣承知仕り候御朱印船とは往昔
慶長元和の頃異國渡航を取締る為に幕府
より航海免状を與へたる船舶の事に之あ
り候この時代には朱印をば幕府のみ用ぬ

居り候ゆゑにその印を捺したる免許状を
有する船をばかく名づけ申し候
さて何故にかゝる控を立てしかと申すに
戦國の落武者ども異國に渡航し支那朝鮮
の海岸を騷し西班牙葡萄牙和蘭の高船を
おびやかし又暹羅に入りて兵權を握り威
を振ひしものもこれあり外人の手にては
如何ともし難きより續々取締方哀願致し
參り候に付幕府にても捨置兼ね遂に高船

に限り航海免状を與へ朱印なきものゝ渡航を禁じ候ことにこれあり候

此法を立て候以後僅十三年間に朱印状を受領せる内外の高船百九十八艘と相成りし程に候一は東洋の高權我國に集り候事は察せらるべく候然るに三代將軍家光の時に至り宗教の關係より御朱印船をも禁制して貿易の道を絶ちしかば以後二百年許の間は全く鎖國の有様にて経過致し候

然る處十一代將軍家齊以後には却て外國より通高を求められ主客位置を異にするに至り候は口惜しき次第に候尚ての鎖國の間に西洋各國が太平洋の諸島を占領せし事に就ては更に申上るべく候先は大略かくの如くに候以上

文法 動詞ノ、他ノ事物ヲ處分スル意アル者

ヲ、他動詞トイフ。印を捺す、免許状を有

すノ捺す、有すノ如シ

第十一課 太平洋

太平洋ハ、亞細亞、亞米利加、濠太拉利ノ間ニ
亘リ、北ハ、伯令海峡、南ハ、南氷洋ニ達シテ、世
界陸地ノ全部ヨリモ廣イクラキデアリマ
ス。ソノ西北ノ方ニ、龍ノ形ヲシテキル嶋國
ハ、即、我が大日本デゴザイマス。
今ヨリ、三百五十年前、葡萄牙人ガ、始メテ、九
州ニ來テ通商シ、尋イデ、西班牙人、和蘭人モ、
亦、貿易ニ參リマシタ。是ヨリ以前ニ、西班牙

ハ、亞米利加大陸ヲ發見シテ、殖民ノ端ヲ啓
キ、墨其西哥ヲ併セテ、更ニ、南亞米利加ノ大
部ヲ領シ、進ンデ、太平洋ニ入り、我が南隣ニ
アル呂宋、及其ノ他ノ嶋々ヲ取りマシタ。葡
萄牙モ、亦、廣大ナ巴西ブラジルヲ占メ、遠ク、亞弗利加
ノ南端ヲ廻ツテ、印度ノ孟買、支那ノ澳門マカオナ
ドヲ取り、又、和蘭人ハ、せれベナヲ領シ、爪哇ジャバ
ヲ略シ、今ノ濠洲ヲ發見シテ、新和蘭ト名ツ
ケマシタ。當時、南蠻トイヒマシタノハ、海南

地方ノコトデ、南蠻人トハ、即、葡萄牙人、西班牙人等ヲイッタノデゴザイマス。

我が國デモ、天文ヨリ、元龜、天正ノ頃マデハ、絶大ノ壯圖ヲ懷イテ、海外經綸ノ策ヲ講ジタ者モアリマシタガ、徳川幕府ノ時ニナツテ、南蠻人トノ通商ヲ絶チ、朱印船ヲモ廢シタノデ、太平洋ノ權勢ハ、遂ニ、歐人ノ手ニ歸シマシタ。

其ノ後、英、佛ノ諸國ガ起ツテ、北亞米利加、印度等ニ殖民シ、和蘭、西班牙、葡萄牙等ハ、既ニ衰ヘテ、霸權ハ、英、佛、獨、露ニ移リ、新和蘭ハ、英領トナツテ、名ヲ、濠太拉利ト改メ、佛ハ、安南ノ南部ニ據リ、英ハ、印度ノ全土ヲ掠メ、廣大無邊ノ西比利亞ハ、夙ニ、露西亞ノ有トナリ、我が北境ノ唐太サヘ、其ノ手ニ入ル様ニナリマシタ。

我が國ハ、維新以後、貿易モ、年々ニ進ミ、海陸ノ軍備モ、次第ニ備リ、近クハ、臺灣ヲ、版圖ニ

入レテ、形勢ハ、既ニ、昔トハチガツテヲリマ
スガ、列國對峙ノ今日ナレバ、我等臣民ハ、奮
勵シテ、益國威ヲ發揚セネバナリマセヌ。

第十二課 蒸氣力

古昔は、交通不便にして、貨物の運送には、馬
の脊をかり、船を行るには、風力にのみより
しかば、産物も、僅に、一地方の需要を充すに
過ぎず、隨ひて、産業も開けず、生活の度、亦低
かりき。

然るに、蒸氣力を利用してより、海には、汽船
を浮べ、汪洋たる大洋に、風浪を凌ぎて、自由
に、世界を周遊し、陸には、汽車をはせて、廣漠
たる大陸をも、容易に通過するを得て、遠隔
の地も、比隣の如くになり、有無相通じて、人
生の幸福を増進するに至れり。

蒸氣は、もと、水の熱せられて、氣體となりた
るものなり。水、沸騰して、蒸氣となれば、一千
七百倍の容積となる。之を密閉して、壓迫す

れば、蒸氣は、反抗の力を起して、重き器械をも動すに至る。

蒸氣機關は、此の理によりて發明し、汽車、汽船等に應用したるなり。後、研究を積むこと、殆、二百年。之を、種々の器械に應用して、人力を省けり。方今、我が國にて用ゐらるゝもののみにて、も、日々、數十萬人の職工を使役するに等しき力ありといふ。汽力の利用盛なりといふべし。

第十三課 海軍の任務

海には、水の淺深、暗礁の有無、及、風と洋流との方角、緩急等によりて、自、一定の航路あり。各國の海軍省にては、水路部を置き、測量船をして、常に、海を調査せしめ、海圖を製して、水路を示し、船舶の通航を便ならしむ。近來、航海の術、造船の技、共に進歩したれども、時に、或は、暴風に遇ひて漂流し、或は、過ちて、暗礁に乗り上がるものなきにあらず。是

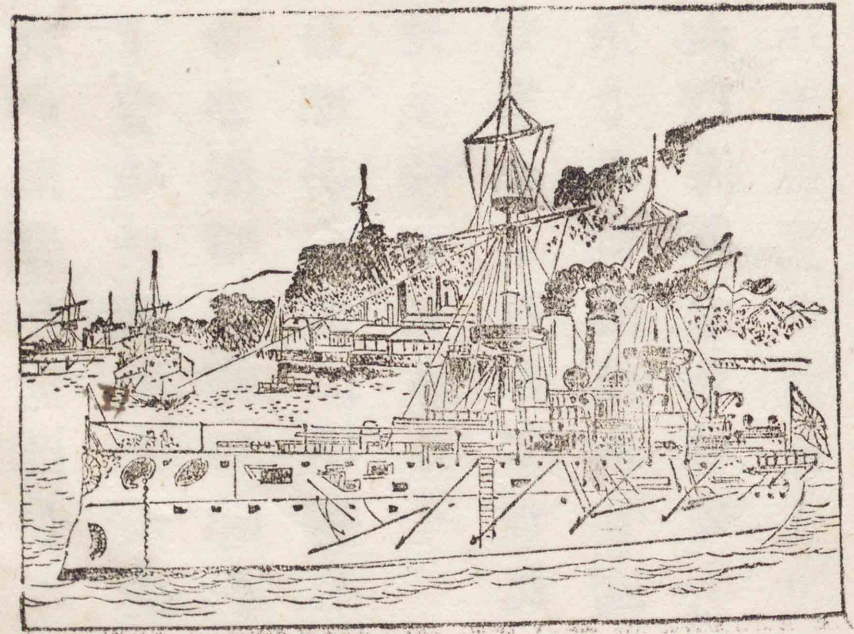
の時に當り、海軍省にては、軍艦を派して、之を救助し、之を搜索することあり。

商船、漁船を保護し、或は、外國船の密獵、密貿易を行ひ、檢疫を避け、港則を犯す等の事を警むるも、軍艦の任務なり。若、海外に、事變あらんには、軍艦は、直に往きて、我が公使館、領事館、及、居留民等を保護し、時としては、陸戦隊を上陸せしむ。國民の、海外に居留して、猶、故國にあるがごとく、生命、財産の安全を得

るは、一は、海軍の保護あるに因るなり。

以上は、皆、海軍、平時の任務なり。一旦、外國と、戦端を開くことあらんには、任務、更に、廣大となるべし。

さきに、征清の役に、我が海軍は、能く、其の任



務を盡し、敵艦をして、我が沿海を窺はしめざりき。しかのみならず、豊嶋に、黄海に、大捷を奏し、陸軍と力を合せて、旅順口、威海衛等を陥れ、又、陸軍を護衛して、安全に、仁川、釜山、元山、花園口、榮城灣等に上陸せしめたり。海軍の任務の重大なる事、かくの如し。されば、各國、競ひて、之を擴張し、我が國にても、近年、軍艦の數を加へて、大に、海軍力を増せり。

第十四課 千嶋

地圖をひもとけば、我が北海道の極端より、東北の方に、數多の小嶋列りて、露領勘察カムサツカ加に接し、又、その北に當りて、一個の大嶋、宗谷海峽を隔て、黒龍江口に走るを見ん。前者は、千嶋列嶋にして、後者は、即、唐太なり。昔、齊明天皇の御代に、阿部比羅夫、舟師を率ゐて、征服せし肅慎ミンハセの地は、即、今の西比利亞なる黒龍江の邊なりといふ。其の後、蝦夷の開くるに従ひて、内地人、漸、唐太に到りて、

漁獵採藻等の業を營みき。二百六十年前露西亞人、西比利亞を横ざりて、オコツク海濱に來住し、凡、一百年前、寛政十二年、近藤重藏、千嶋を巡檢せし頃には、擇捉^{エト}得撫^{ワウルツ}に移往せし者あり。文化五年、間宮林藏、唐太を探險せし頃には、すでに、露人の來りて、我が國人と雜居せし者も少からざりき。北方の警備、夙に嚴重にすべかりしに、徳川幕府、その機を失し、安政年間、露國と、條約を結びて、唐太全嶋を、共有とし、千嶋の内、得撫以北をば、露國に與ふるに至れり。

この條約以後、唐太全嶋は、我が國民と、露西亞人との雜居地たりしに、紛議、つぎて起り、煩に堪へざりしかば、明治八年、唐太全嶋を、彼に譲り、換ふるに、千嶋列嶋を以てせり。

第十五課 林子平

仙臺ニ、林子平トイフ奇士アリキ。倜儻ニシテ、大志アリ。人ノ富貴ニ慣レ、飽食暖衣シテ

安ンズルヲ見テ思ヘラク、カクテハ、變ニ遭
ハ、用ニ堪ヘザラント。是ニ於イテ、寒素ニ
安ンジ、粗衣粗食ヲモ厭ハズ、自視ルコト、猶
兵陣ノ間ニ在ルガゴトシ。健歩ニシテ、好ミ
テ、四方ニ遊ビ、遠キ處モ、到ラザルハナシ。行
クニハ、必、屐ヲ穿チテ、隣里ニ往來スルガ如
シ。人、其ノ、千里ノ遠キニ行クヲ知ラズ。過ギ
シ處ノ、風土ノ美惡、地勢ノ利害、政刑民俗ノ
得失、皆、之ヲ諳知ス。且、心ヲ、邊防ニ注ゲリ。

是ヨリ先、藩醫工藤球卿ノ家ニ寓シキ。球卿
モトヨリ、邊防ノ議アリシニ、子平ノ論、コレ
ト合セリ。此ニ於イテ、奉行ニ從ヒテ、前後ニ
回、長崎ニ遊ビ、異邦
ノ人ニ接シ、海外諸
國ノ情狀ヲ察シテ、
益、邊防ノ急ニスベ
キコトヲ知レリ。



既ニシテ、東ニ歸リテ、海國兵談ヲ著セリ。ソ

ノ大意ニイハク、泰西ノ諸蕃ハ、概、地ヲ奪ヒ、
疆ヲ拓クヲ務トシ、日ニ、威力ヲ加フルガ故
ニ、必、我が國ヲモ窺ハン。シカノミナラズ、彼
ハ、航海ニ長ジ、大海ヲ視ルコト、平地ノ如ク
ナルニ、我ハ、四圍皆、海ナリ。近クハ、日本橋橋
下ノ水ヨリ、露西亞、和蘭ノ波止場ニ至ルマ
デ、同一ノ水路ニシテ、隔アルコトナシ。彼、來
ラント欲セバ、スナハチ來ラン。我、手ヲ拱キ
テ、備無キハ、已ニ危シ。ヨリテ、國用ヲ節シ、兵

備ヲ修メ、沿海ノ要地ニ、砲臺ヲ設ケナバ、數
年ニシテ、沿岸皆、壘トナリテ、一大長城ヲナ
サン。然ル後、一旦、變アリトモ、逸ヲ以テ、勞ヲ
待タバ、患ナキヲ得ン。タゞ、最虞ルベキハ、我
ガ南北ノ諸嶋ナリ。捨テ、顧ミズバ、彼、或ハ、
之ニ據ラン。是他日ノ大患ナリト。因リテ、三
國通覽ヲ著シ、諸嶋ノ形勢ヲ論ゼリ。
二書、既ニ成レルニ、海内、未、曾、外事ノ、此ノ如
キヲ知ラズ、皆オモヘラク、諸蕃ノ來ルハ、商

船ノミ。漁船ノミ。何ゾ、他志アラン。彼、無根ノ
事ヲ説クハ、名ヲ得ル計ヲスルニ過ギズト。
幕議、亦、以テ、然リトシ、命ジテ、版ヲ毀タシメ、
且、仙臺ニ禁錮セリ。時ニ、寛政四年五月十六
日ナリ。

子平歿シテ後、十餘年ニシテ、果シテ、露人來
寇セリ。時人、皆、子平ノ先見ノ明ニ服セリト
イフ。

(齋藤拙堂ノ文ニヨル)

文法 動詞ハ、現在、過去、未來ノ時ヲ表ス。現在ハ、

動詞元來ノ形ナリ。書を讀む、字を書くノ
如シ。

第十六課 露西亞

函館より、百五十海里程西方で、露領西比利
亞の東岸に、浦鹽斯徳といふ港がある。露國
では、東洋無二の軍港で、浦鹽斯徳といふ語
は、東方掩有の義である。

此の港より、支那の滿洲を横斷し、西比利亞
の曠野を通じて、西に進み、鐵道線路に沿つ

て行かば、露西亞の舊都莫斯科モスクーを経て、聖彼得堡セントペートルスブルグに着くであらう。

聖彼得堡は、バルチック海の沿岸にあつて露西亞の首府である。この都より、西比利亞の東端までは、甚遠く、交通も不便なので、現時、鐵道の架設中である。成功の後には、東西兩洋の貨物の運搬は、便利となり、貿易も、盛大になるであらう。

露西亞は、領土が、廣大で、世界の六分の一を有つてをるが、其の大半は、寒さがはげしくて、人の生活には適しない。しかのみならず、冬季に、船舶の出入し得べき港がないので、二百年前、彼得帝は、先、婆羅的海バルチックの濱を略し、黒海沿岸の地を奪つて、露國勃興の基を立てた。其の後、女帝カザリンは、彼得帝の遺志をつぎ、二たび、土耳其と戦つて、黒海の沿岸を略した。

四十年前となつて、ニコラス一世は、希臘教

徒の保護を名として、兵を、土耳其の境上に
進め、君士坦堡コンスタンチノープルの形勝に據つて、威を、歐亞の
二大洲に輝かさうとしたが、英佛二國に妨
げられて、其の志が果せなかつた。

後、又、アレキサンドル二世は、土耳其に勝つ
て、少からぬ土地と償金とを取らうとした
が、列國會議に妨げられて、望を遂げられな
かつたので、爾來、露西亞は、志を、東洋に轉じ、
大に、其の翼を伸べようとする勢がある。

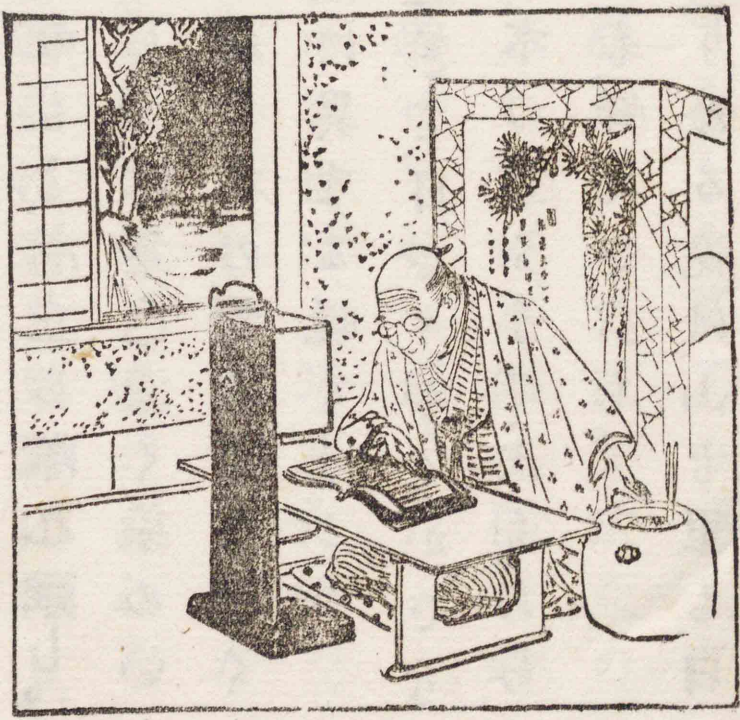
第十七課 冬の空

冬も來ぬれば、埋火ウツロヒのもと、漸立ち離れ難し。
露と、霜と置きかはして、紅葉、色濃く染めい
だし、木々の梢も枯れて、木の葉の散りゆく
けしき、何となく、秋に異なる眺なり。
神無月カンナツキの時雨も過ぎて、日、やうやくかさな
れば、寒さ、愈烈しく、木の葉ふりて、山も、あら
はに見え、残れる松も、峰にさびし。
日ごろの雪降り積りたる曉は、山も里も、白

銀の世界となり
て、景色異なる有
様なり。

かゝる時、埋火の
もとにて、文よむ
人は、たのしみも
深かるべし。

凡、冬は、とち塞り
て、萬物かくれ、四時の内にて、いたづらなる



時と見ゆれど、一年の大なる功をなしをへ、
そこばくの元氣を蓄へて、春の備をなせる
なり。人も、亦、天の時に従ひて、靜に、精神を養
ふべし。

(樂訓參照)

第十八課 地方自治

市町村内ニ住スル者ハ、本籍ト寄留トノ別
ナク、之ヲ、住民ト稱ス。住民ノ、二、今年以上、其
ノ市町村内ニ、一戸ヲ構へ、地租、又ハ、年額二
圓以上ノ直接國稅ヲ納メ、及、市町村ノ經費

ヲ分擔シ、且、年齢二十五歳ニ達シテ、公權ヲ有スル男子ヲ、公民ト稱ス。市町村ノ公民ハ、市會、町村會等ノ議員ヲ選舉シ、市會ハ、市長ヲ、町村會ハ、町村長ヲ選舉スル者トス。

市長、及、町村長ハ、法律ニ從ヒテ、市會、町村會ノ決議ヲ履行シ、土木、衛生、教育等、市町村内ノ事務ヲ執ル。之ヲ稱シテ、自治制トイフ。自治制ノ效力ハ、其ノ一地方ニ限レルニヨリ、之ヲ、地方自治トイフナリ。府縣郡モ、亦、自治

制ヲ行ヘドモ、市町村ニクラブレバ、區域廣クシテ、且、大ナリ。

町村ヲ合セタルモノヲ、郡トイフ。郡ニハ、郡長アリテ、管内ノ事務ヲ處理シ、其ノ下ニハ、郡書記アリテ、庶務ヲ分掌ス。郡會ハ、其ノ郡内ノ町村ニテ選舉シタル議員ヨリ成リ、郡ノ歳出入ヲ議決シ、且、其ノ財産ヲ管理ス。此ノ外、郡參事會トイフモノアリテ、臨時急施ヲ要スル件、及、郡會ヨリ委任セラレタル事

件ヲ議決ス。

郡市ヲ統ブルモノヲ、府縣トイフ。府縣ニハ、知事アリテ、管内ノ事務ヲ處理シ、其ノ下ニハ、書記官、參事官、警部長以下ノ官吏アリテ、事務ヲ分掌ス。

府縣會ハ、其ノ管内ノ郡市ニ於イテ選舉シタル議員ニテ組織シ、府縣ノ歲出入ヲ議決シ、且、其ノ財産ヲ管理ス。又、別ニ、府縣參事會アリテ、臨時必要ノ件、及、府縣會ヨリ委任セラレタル事件ヲ議決ス。

市町村ハ、イヅレモ、一家ヲモトトシテ成リ、郡ハ、町村ヨリ、府縣ハ、郡市ヨリ成リ、我が大日本國ハ、三府四十三縣ト、北海道、及、臺灣トヨリ成立セリ。故ニ、國民タランモノハ、地方ノ盛衰ハ、直ニ、國家ノ盛衰ニ、關係ヲ及スモノナルヲ忘レズ、カヲ、公共ノ事業ニ盡シテ、自治ノ基ヲ固クスベキナリ。

第十九課 義農作兵衛

むかし、享保のころ、伊豫國松山領内の筒井村に、作兵衛といふ農夫がありました。朴直な性質で、常に家業を勵みました。ある年の秋、非常な虫害が起つて、穀物みいらず、近郡も、皆同様で、人々多く、四方に離散し、田畝は、ことごとく荒れはて、作物の種さへ盡きるよゝな有様となりました。

昔は、政治の行き届かぬ事もあり、又、交通が不便で、他所から、穀物などを、容易に取りよせられなかつたので、饑饉などがあります。と、餓死する者も多く、穀物の種の盡きる事もあつたのでございます。

この村内にも、離散する者も、餓死する者も多く、残つた人々も、空しく、手を束ねて居ました。が、作兵衛は、耕作を廢してはならぬと思つて、饑を忍んで、數十畝の畑を耕しました。さて、種をまかうとしましたが、精力が盡き果て、終に困倒してしまひました。

より、麥の種を食つて、命をつなぐがよからう」と申しますと、作兵衛は、苦しい息の中に、聲をはげまして、「私が、始から、食つてならぬ、この麥種を食つたなら、この様にはなりもしますまい。一體、百姓は、種を蒔いて、穀物をとるのが職分で、おかゝの費用も、世間の人々の食物も、皆、この穀物が、もとになるによつて、種の貴重な事は、私の命とは、くらべ物に

はなりません。もし、之を食ひ盡したらば、來年の國用は、どうして取りあげられませうぞ。私が、種を食はないのは、世間の爲を思つての事で、死ぬるは、覺悟の上でありますから、もはや、そんなことを言つて下さるな」といつて、種の囊を枕にして、とーく、息を引きとりました。この事を傳へ聞いた人々は、其の義氣に感心して、義農作兵衛と稱したといふこととでございませう。

八十二
今の開けた世の中に生れて、無上の幸福を受くる我等には、かよいなことで、命を失ふよいなこともあり、ますまいが、誰でも、作兵衛のよいな心がけで、國恩に報いねばなりません。自身、利欲ばかりに、心がくらんで、世の爲を忘れるよいな事があつては、相すまぬことではございます。

第二十課 裁判

他人ヨリ、害ヲ加ヘラレタル者、加害者ニ對シテ、自、制裁ヲ加ヘバ、其ノ方法ニ、過不及アリ、且、加害者強大ナルトキハ、如何トモスルコト能ハザラン。

カクテハ、常ニ、生命財産ノ安全ヲ保ツコト能ハザルベキガ故ニ、國家ハ、法律ヲ制定シテ、民ニ、遵ヒ由ル所ヲ知ラシメ、又、裁判所ヲ設ケテ、事ノ曲直ヲ判シ、罪ノ輕重ヲ決ス。サレバ、他人ヨリ、害ヲ加ヘラレタル者ハ、裁判所ニ訴ヘテ、法律ノ救濟ヲ求ムルヲ得ベシ。

若、直接ニ、加害者ニ、制裁ヲ施サバ、同ジク、國
法ノ罪人トシテ處分セラルベキナリ。

コノ訴訟ヲ起スニ、被害者若、民事上ノ權利
ノ伸張ヲ求ムルトキハ、之ヲ、私訴ト稱シ、國
家、自、原告トナリテ、刑事上ノ犯人ヲ審理ス
ルトキハ、之ヲ、公訴ト稱ス。

スベテ、訴訟ヲ起スモノヲ、原告トイヒ、訴へ
ラル、モノヲ、被告トイフ。刑事ニ就キテ、起
訴、論告、求刑スルハ、檢事ノ職務ニシテ、辯護

士ハ、之ニ對シ、法廷ニ於イテ、被告ヲ辯護シ、
判事ハ、原被兩造ノ訴訟ヲ聽キ、法律ニ照シ
テ判決ス。

民事、又ハ、刑事ニ就キテ、裁判ヲ下スハ、通常
裁判所ノ管轄ニシテ、軍法會議ノ如ク、特別
ノ事情ニ就キテ裁判スルハ、特別裁判所ノ
所轄ニ屬シ、行政官廳ノ違法處分ニ因リテ
傷害セラレタル權利ヲ回復セントスルニ
ハ、行政裁判所ニ訴へ出ヅベキ規定ナリ。

通常裁判所ニハ、諸種ノ階級名稱アリ。其ノ、
最下級ノモノヲ、區裁判所トイフ。一人ノ判
事ヲシテ、單獨ニ、裁判ヲ行ハシム。法律ニ定
メタル小事件ハ、コノ區裁判所ヲ以テ、初審
ノ法廷トス。ソノ裁判ニ服セザルモノハ、地
方裁判所ニ控訴シ、進ンデ、控訴院ニ上告シ
テ、終審ノ裁判ヲ受クルコトヲ得。

法律ニテ定メタル大事件ノ初審廷ハ、地方
裁判所ニシテ、ソノ判決ニ服セザレバ、控訴
院ニ控訴シ得ベク、尚、ソノ裁決ニ服セザレ
バ、大審院ニ上告シテ、終審ノ裁判ヲ仰グヲ
得。此等ノ裁判所ハ、イヅレモ、合議制ニシテ、
法定ノ判事、合議シテ判決スルナリ。

文法 動詞ノ過去ヲ表スニハ、つぬ、たり、及、けり、
き等ノ助動詞ヲ添フ。花を見つ、冬も來ぬ、
人ありけり等ノ如シ。つぬ、たりハ、遠カラ
マ過去ニ、けり、きハ、遠キ過去ニ用ヰル。

第二十一課 重宗訟ヲ聽ク

板倉重宗、在職三十餘年。民之ヲ敬フコト、神

明ノ如ク、之ヲ愛スルコト、父母ノ如クナリ
キ。訟ヲ聽ク毎ニ、必、西ニ向ヒ遙拜默禱シテ
出ヅ。廳事ニ臨ミテハ、自、茶ヲヒキ、紙障ヲ隔
テ、之ヲ聽キ、未、曾、訟者ノ顔色ヲ見ズ。
人、其ノ故ヲ問ヘルニ、重宗曰ハク、吾、愛宕^{アタゴ}ノ
神ハ、甚、靈アリト聞ケリ。吾、訟ヲ斷ズルニ、一
タビモ、公ナラザルコト有ラバ、神、必、之ヲツ
ミセン。コレ、吾ガ默禱スル所以ナリ。凡、聽訟
ノ明暗ハ、吾ガ心ノ動靜ニ由ル。吾ガ心靜ナ
レバ、茶ノ、礎ヨリ落ツルコト、必細ク、心動ケ
バ、則、茶モ、亦細ナラズ。此、吾ガ、茶ヲヒキテ、之
ヲ試ムル所以ナリ。
人ノ面貌ニハ、穉惡ナル者アリ。溫柔ナル者
アリ。吾、先、其ノ面ヲ視レバ、未、其ノ辭ヲ聽カ
ズシテ、邪正曲直、既ニ、胸中ニ決ス。其ノ辭ヲ
聽クニ及ビテ、往々ニシテ、吾ガ意ノ如シ。然
レドモ、人心ノ正邪ハ、外貌ヲ以テハ判シ難
キコトアリ。穉惡ノ者、未、必シモ、皆邪ナラズ。

溫柔ノ者、未必シモ、皆正ナラズ。此、吾ガ障ヲ隔テ、訟ヲ聽ク所以ナリト。其ノ用心ノ縝密ナルコト、此ノ如シ。

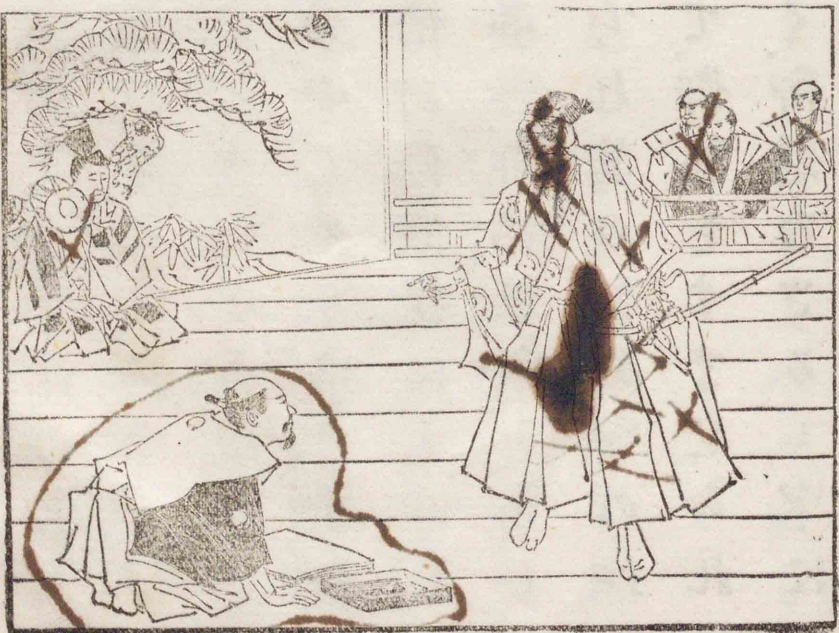
(青山延光ノ文ニヨル)

第二十二課 秀吉の平生

豊臣秀吉の、勇武にして、智略あり、百戦して、海内の禍亂を平げ、遂に、兵を、海外に出だして、朝鮮を征し、大に、國威を發揚したるは、世、皆之を知れり。かゝる雄才大略ある人の平生は、また、自、人に異なり。『雨夜の燈』といふ書

に、左の事を記せり。

「大問、ある時、自身、御能あそばされ、諸大名に御見せなさるとして、既に、御能半なりけるに、ふと、「^{ハヤシ}難を、まづ待て」と仰せ出ださるゝ故に、^{ウツヒ}難、謠を止めければ、秀吉公、めしたる御面を、



御つむりの上に押し上げて、早く、マカナヒ賄の者召せ」と仰せらる。御賄の衆、舞臺へ伺候す。

九十二

そこにて、太閤の仰には、「今度、高麗へ、軍勢さし遣す筈の處、御扶持方、少し足り申すまじく候間、急ぎて、用意一倍に仕候様に」と仰せ付けられ、すなはち、舞臺へ、御ゴ祐筆ノヒツシニ衆を召して、御書出カキダシを認めしめられ、其の後、又前の如く、面を、御顔におろして、御能をすませられけりとなり。名將は、かく、御慰をさるゝ中に

も、武道の御心御忘れなされずと、人々感じけり」とあり。

又、「豊臣譜」に、吉野の花見の事を載せたり。其の文に、「この時、太閤のいでたちは、鬚ヒゲを飾り、眉を粧はれたり。人々も、亦、各、美麗を盡す。吉野に至り、諸處にて、遊興を催され、後醍醐天皇の皇居の御舊蹟を拜し、吉水院を以て、旅館として、兩日滞留せらる。供の輩、數萬人警衛す。大閤一覽せられて、「今、何の恐るゝこ

九十三

とありて、此の如く、嚴重に警衛するぞ。甚無用なり。侍臣數十輩の外は、各花を見て、心を慰むべし」とて、酒肴を給はせらる。聞く者、其の器量の大きなるを感じて、皆々悦樂す」といふ由見えたり。此の時、秀吉の詠歌に、
とし月をこゝろにかけしよしの山

花のさかりをけふみつるかを
といふもありき。秀吉の大度ありて、しかも、つねに、注意を怠らざりしことを知るべし。

其の、英雄の名を、永く、史上に留めたるも、亦、宜ならずや。

第二十三課 新領土

臺灣ハ、澎湖列嶋ト共ニ、モト、清國ノ領地ナリシニ、明治二十八年五月、馬關條約ニヨリテ、更ニ、我が國ノ領土トナレルナリ。
此ノ嶋、琉球ノ西南ニアリテ、西ハ、臺灣海峡ヲ隔テ、近ク、清國ノ厦門アモイニ隣リ、南ハ、ばしバシい海峡ヲ夾ミテ、遙ニ、米國ノ新領地ナルふ

いりつびん群嶋ノ呂宋ト相對セリ。
 地形狹長ニシテ、九州ヨリモ稍大二、東西凡、
 三十餘里、南北、凡、百里ニ餘レリ。新高山一帯
 ノ山脈ハ、中央ヲ横斷シテ、地勢ヲ東西ノ二
 部ニ分ツ。東部ハ、丘陵起伏シ、生蠻、熟蠻等ス
 ミ、西部ハ、平野連リ、田園開ケ、清國人民ノ歸
 化セル者甚多シ。現今、住民、凡、三百萬アリ。
 コノ地、半ハ、熱帶ニ屬セルガ故ニ、終歲、霜雪
 ヲ見ルコト少ク、草木モ、亦、凋ムコトナシ。物

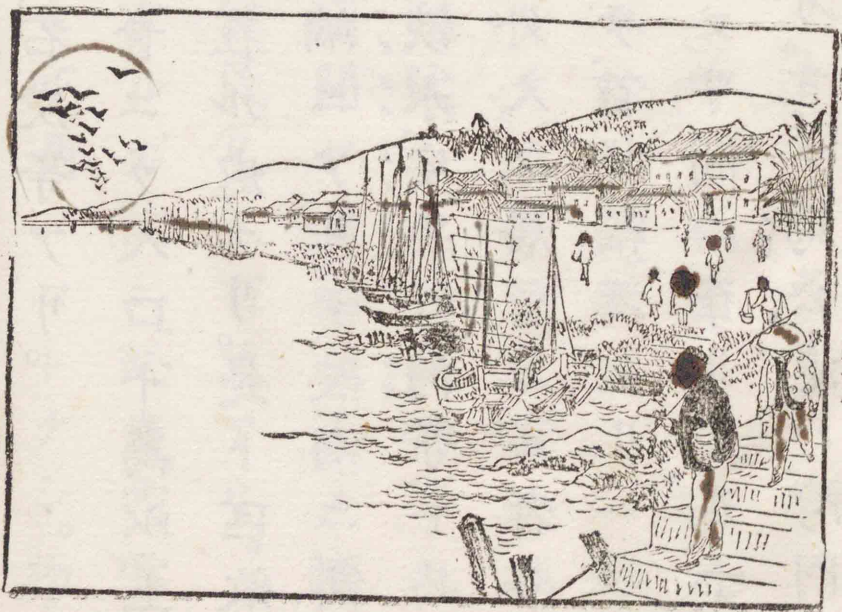
産ニハ、砂糖、樟腦、茶、米、石炭等アリ。

臺北ハ、最繁華ナル都會ニテ、人口、十萬以上
 ヲ有ス。臺灣總督府ノ在ル處ナリ。是ト匹敵
 セルハ、臺南ナリ。又、北端ニアリテ、碇泊ニ便
 ナル港ヲ、基隆キールントイフ。淡水クンスイアン、安平ピンタ、打狗カオ等ト共
 ニ、臺灣ノ開港ニシテ、外人ノ居留スル者尠
 カラズ。貿易、隆盛ニシテ、百貨輻湊セリ。

澎湖列嶋ハ、臺灣海峽ノ中間ニ在リテ、五十
 有餘ノ嶋嶼ヨリ成レリ。其ノ馬公港マイコンハ、灣内

廣ク水深クシテ、船舶ノ碇繫ニ便ニ、我が國最南ノ要害ナル港ナリ。

遼東半嶋モ、亦馬關條約ニヨリテ、我が領土トナリキ。此ノ地、支那滿洲ノ南部ニシテ、我が軍ノ占領セシ處ナ



リ。然ルニ、露西亞、佛蘭西、獨逸ハ、其ノ割讓ヲ、東洋ノ平和ニ利アラズトシ、我が政府ニ勸ムルニ、其ノ地ノ保有ヲ、永久ニスルコトナカラシムヲ以テセリ。ヨリテ、天皇陛下ハ、三國ノ忠言ヲ容レサセ給ヒ、遼東還附ノ大詔ヲ發シテ、百僚臣庶ヲ戒メ給ヒ、深ク、時勢ノ大局ヲ視テ、行動スベキコトヲ知ラシメ給ヘリ。是ニ於イテ、有司ハ、償金ヲ納レシメテ、之ヲ、

清國ニ還附セリ。

第二十四課 北白川宮

北白川宮能久親王殿下は、伏見宮一品邦家親王の第九子にておはしましき。初、仁孝天皇の御養子とならせられ、尋いで、東下して、輪王寺宮の附弟となり、後、親王宣下を蒙りて、名を能久と賜れり。

明治の初年、伏見宮に復歸し、いくばくもななく、歐洲御留學を命ぜられ給ひ、同じき五年、三品に叙せられ、北白川宮家の後を承けさせらる。七年、陸軍歩兵少佐に任ぜられ、十年、歸朝し給へり。後、多くの官職をへて、十九年、大勲位に叙せられ、菊花大綬章を賜り、二十五年、陸軍中將に進み、二十八年一月、近衛師團長に補せられ給へり。

時に、我が國、清國と、事有りしかば、親王師を帥めて、金州に渡り給ひしに、たま〜和議成りて、臺灣、我が領土に歸せしかば、土匪征

討にとて、轉じて、彼の地に渡り給へり。時、あたかも夏にして、炎熱やくが如く、加ふるに、道路險惡にして、糧食繼がず、困難、大方ならざりしかど、親王、銳意進討して、毎に、士卒と、苦を同じくし給ひしかば、士氣、大に振ひ、賊帥劉永福、遂に、逃亡するに至れり。

此の時、親王、既に、疾にをかされ給ひしが、之を聞こしめして、彼、既に逃亡せば、亂平ぐこと、近きにあらん。我死ぬとも、憾なし」と宣ひ

き。親王の御誠意、實に仰ぎ尊むべし。

十月二十八日、御歸航の途に就かせ給ひ、翌月一日、菊花章頸飾を賜り、功三級に叙せられ、金鷄勳章を授けられ、尋いで、大將に拜せられ給ひしに、五日、終に薨じ給へり。時に、御年四十九にておはしき。天皇陛下、震悼せさせ給ひて、厚く、之を弔し給ひ、國葬の禮を以て葬らしめ給へり。親王、忠亮にして、溫雅に、深く、文武を好ませ給ひき。

文法 動詞ノ未來ヲ作ルニハ、むトイフ助動詞
ヲ添フ。花さかむ、鳥をかむ、近きにあらむ
ナドノ如シ。

第二十五課 富士の山

(一)

ふもとに雲ぞ かりける
高ねにゆきぞ つもりたる
はだへはゆき 衣はくも
その雪雲を よそひたる

ふじてふ山の みわたしに
しくものもなし なるもなし

(三)

とつ國びとも あふぐなり
我がくに人も ほこるなり
照る日のかげ 空ゆく月
月日とともに かゝやきて
富士てふ山の みわたしに

國

高等小學校

或

高等小學國語讀本六終

しくものもなし

なるもなし

頁

明明明明明明明明
 治治治治治治治治
 三三三三三三三三
 十十十十十十十十
 四四四四三三三三
 年年年年年年年年
 九九三三十一十一
 二二二二二二二二
 月月月月月月月月
 八五廿二十十四一五
 四十五二四一五二
 日日日日日日日日
 修修修修修修訂訂發印
 正正正正正正正正
 五五四四三三再再
 版版版版版版版版
 發印發印發印發印
 行刷行刷行刷行刷



編者 發行所 代理店 印刷者

定價	
卷ノ一金貳拾貳錢	卷ノ五金貳拾貳錢
卷ノ二金貳拾錢	卷ノ六金貳拾貳錢
卷ノ三金貳拾壹錢	卷ノ七金貳拾貳錢
卷ノ四金貳拾壹錢	卷ノ八金貳拾貳錢
全八冊	金壹圓七拾錢

西澤之助 東京市二橋一區築地
 會社 光社 東京市二橋一區築地
 橋本忠次郎 東京市二橋一區築地
 河本龜之助 東京市京橋八區築地

(高等小學國語讀本與附)

